

# 資料 54-3-5

競争ルールの検証に関するWG（第54回）

## 関係者ヒアリング 説明資料

---



- 一般社団法人 全国携帯電話販売代理店協会

## Agenda

1. ミリ波対応端末について
2. 不良在庫特例の見直しについて

# ミリ波対応端末について

No.	ヒアリング事項	全携協回答
①	ミリ波を活用し、どのようなサービスや社会を実現することが可能か。	(全携協は販売代理店のため、回答する立場にございません。)
②	ミリ波の活用に関し、ミリ対応端末の普及は重要だと考えているか。	鶏と卵の関係打破の一助につながると考えます。
③	ミリ波対応端末の割引上限見直しは、ミリ波対応端末の普及に効果があると考えるか。	端末メーカーがミリ波対応を検討するインセンティブになると考えます。
④	ミリ波対応端末ユーザーのARPUが高いこと(約1.32倍)を踏まえ、ミリ波対応端末の割引上限を変更することについてどのように考えるか	ミリ波端末の普及はミリ波のユースケース創出などにつながり、5G市場全体の更なる活性化とユーザーの利活用促進につながるため、方向性に賛同します。 一方で、過度な端末値引きとならないよう、ARPU連動ではなくミリ波対応に必要な費用をベースに割引額を検討することも考えられると思います。また、本件趣旨を鑑み、割引は新規やMNPだけでなく、機種変更にも一定の配慮をお願いできればと思います。

## Agenda

1. ミリ波対応端末について
2. 不良在庫特例の見直しについて

# 不良在庫特例の見直しについて

No.	ヒアリング事項	全携協回答
①	不良在庫端末特例の見直しは必要か。	第50回WGで提案のとおり、以下の理由から必要と考えます。 ① 製造終了した端末は最終調達価格が下がらず、対照価格も下がらない。 ② 経年で端末の市場価値は低下するところ、従来は白ロム割で市場価値に対応してきたが、新ルールにより白ロム割を規制に加えることになったため、販売機会を逃し、廃棄損を発生させる可能性が生じている。(経年の市場価値低下を踏まえた不良在庫基準への見直しが必要。)
②	仮に見直す場合、どのように見直すことが適切と考えるか。	(次ページ以降ご参照。)
③	また、②の基準に変更する場合に留意すべき点はあるか。	(次ページ以降ご参照。)
④	評価指標の設定を含め、端末の調達について適正化が図られているか。	ドコモ・KDDI・ソフトバンクのキャリアショップ店頭における在庫は、キャリアが推奨台数を提示し、販売代理店が発注要否を決定する方式であり、基本的には売れた分を補充するJIT方式のため過剰な調達は発生しない仕組みとなっております。 (楽天モバイルは預託在庫のため、店頭の在庫はキャリア資産をお預かりしている状態です。発注行為も行っておりません。)

## 不良在庫基準見直しの必要性

[現行ルール]

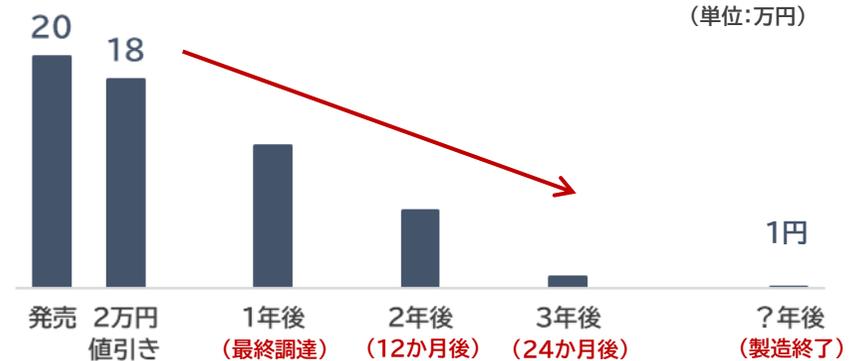
製造事業者による製造の状況	同一の機種種の最終調達日から経過期間	利益の提供の額の上限
中止されていないもの	24 か月	対照価格の半額に相当する額
中止されたもの	12 か月	対照価格の半額に相当する額
	24 か月	対照価格の8割に相当する額

製造終了した端末は最終調達価格が下がらず、対照価格も下がらない。

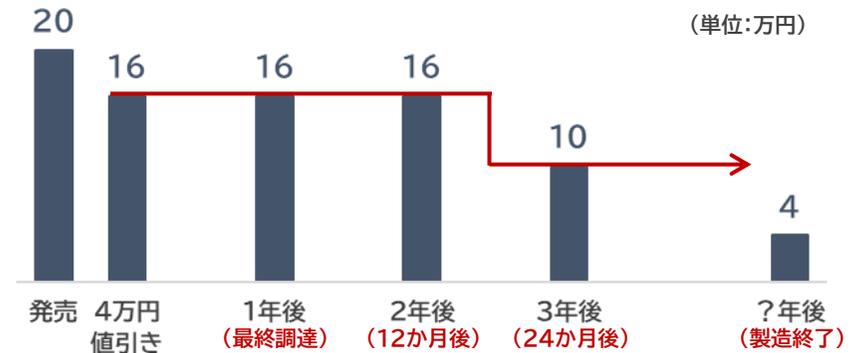
新ルールにより白ロム割を規制に加えることにあたり、経年の市場価値低下を踏まえた不良在庫基準への見直しが必要ではないか。

## 『経年で端末の市場価値は低下』

(従来は白ロム割で市場価値に対応してきた。)



## 改正後 (販売機会を逃し、廃棄損を発生させる可能性。)



在庫はキャリアだけでなく、主には営業利益率数%しかない販売代理店の店頭にあります。

# 不良在庫特例の見直しについて

## 割引上限規制

- 対照価格8万円超は、**4万円が値引き上限**。
- 同4万円超～8万円以下は、**その対照価格の半額が値引き上限**。 … 4～8万円未満の端末は、販売構成比で約30%ある。  
(第48回WG・資料48-2より)
- 同2万円超～4万円以下は、**2万円が値引き上限**。
- 同2万円以下は、**「その対照価格-1円」が値引き上限**。

## 現ルール

製造事業者による製造の状況	同一の機種種の最終調達日からの経過期間	利益の提供の額の上限
中止されていないもの	24 か月	対照価格の半額に相当する額
中止されたもの	12 か月	対照価格の半額に相当する額
	24 か月	対照価格の8割に相当する額

グローバルメーカーも多く、不良在庫の起算は最終調達日に統一した方が、より日本の端末市場の価値と一致すると思われる。

調達から一定期間経過した商品は、商品の魅力よりも価格での訴求が必要。

## 見直し案

製造事業者による製造の状況	同一の機種種の最終調達日からの経過期間	利益の提供の額の上限
製造中止の有無に関わらず	12 か月	対照価格の半額に相当する額
	24 か月	対照価格の8割に相当する額
	36 か月	規律対象外 (独禁法・一般法)

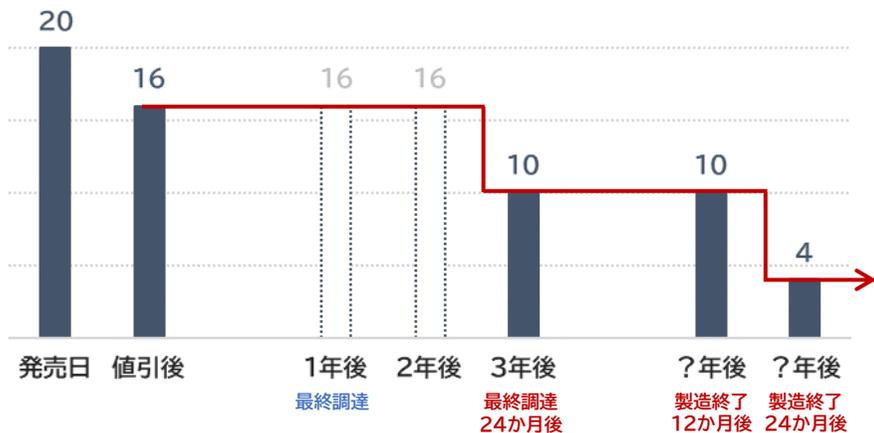
※ 上記見直しを実施しても、販売代理店の経営に甚大な悪影響が生じた場合は、速やかに相談させていただきたいと思っております。

市場価値の低下に連動した在庫処分を行えるよう、最低限、上記のとおりの見直しが必要と思料します。

# 不良在庫特例の見直しイメージ (発売から1年後を最終調達日と仮定)

## 現ルール

(単位:万円、税別)



## 現ルール

(単位:万円、税別)



## 見直し案

(単位:万円、税別)



## 見直し案

(単位:万円、税別)



最終調達日を迎えた端末は、市場価値に連動して販売できるルールが必要。